

令和6年度ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進事業業務 プロポーザル実施要領

宮崎市文化・市民活動課

1. 業務の目的

性別にかかわらずあらゆる分野で活躍でき、多様な生き方が選択できる社会づくりのため、ジェンダー平等の啓発及びワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進を図るため。

2. 業務の概要

- (1) 名称 令和6年度ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進事業業務
- (2) 場所 市内一円
- (3) 内容 『ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進事業実施要綱』及び『令和6年度ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進事業業務仕様書』のとおり
- (4) 履行期間 令和6年5月21日（予定）から令和7年3月28日まで
- (5) 提案限度額 金450,000円（消費税及び地方消費税含む）

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

- (1) 現場の課題や実態を把握している企業や団体等の持つ発想力や企画旅行に基づいて業務内容決定する方が、より高い成果が期待できるため。
- (2) 全国一律の制度等がなく、標準的な仕様や実施手続きの定めもないため、行政のみで細やかな発注仕様を定めることが困難であるため。

4. プロポーザル方式及びその理由

より高い成果が期待できる実施方法を検討するためには、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5. 業務スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 公募開始日 | 令和6年3月29日（金） |
| (2) 参加申込書受付締切日 | 令和6年4月17日（水） |
| (3) 参加資格確認結果通知日 | 令和6年4月18日（木） |
| (4) 質問の締切日 | 令和6年4月22日（月） |
| (5) 質問に対する回答日 | 令和6年4月24日（水） |
| (6) 提案書等の提出締切日 | 令和6年4月30日（火） |
| (7) 審査結果通知 | 令和6年5月14日（火） |
| (8) 契約締結 | 令和6年5月20日（月） |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6. 参加資格

- (1) 宮崎市内に事業所を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）、その他の法人又は法人以外の団体等であること。
- (2) 設立後、1年を経過していること。
- (3) 応募時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 役員等が宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第3号に規程する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体であること。
- (6) 労働関係法令違反による処分が継続していないこと。
- (7) 公募開始の日から契約締結日までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 宮崎市税に滞納がないこと。
- (9) 本業務の内容に対して、国、地方公共団体等からの助成金、補助金、委託料等を重複して受給していないこと。

7. 参加申し込みの手続き

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市役所 地域振興部 文化・市民活動課（第2庁舎 5階）

電話 0985-21-1835

FAX 0985-20-1564

Mail 45taiiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2) 提出書類 ※①②④については書式有

①参加申込書兼誓約書

②市税納税確認同意書

③法人にあっては、商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し

④暴力団排除に関する同意書兼誓約書

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、(1)の事務局あて提出。

- (4) 提出期限

①持参の場合 令和6年4月17日（水）

※土日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで

②郵送の場合 令和6年4月12日（金）までの消印有効

- (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和6年4月18日（木）までに通知する。

8. 質問及び回答

(1) 質問

本業務に関する質問については、原則として「質問書」(様式は任意)を提出するものとする。

- ①提出方法 メール又はFAXにより、7(1)の事務局あて送付すること。
(必ず事務局へ受信確認の連絡を行ってください。)

- ①提出期限 令和6年4月22日(月)午後3時必着

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

- ①回答方法 宮崎市のホームページに随時掲載する。
- ②回答日 令和6年4月24日(水)まで
- ③その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(別紙様式第1号)
- ② 団体概要書(別紙様式第1号2)
- ③ 収支予算書(別紙様式第2号)
- ④ 事業計画書(別紙様式第3号) ※各講座の講師案を必ず記載。

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により、7(1)の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

- ①持参の場合 参加申込の結果通知日から令和6年4月30日(火)まで
※土日、祝日を除く。午前9時から午後5時まで
- ②郵送の場合 令和6年4月26日(金)までの消印有効

(4) 企画提案書の作成方法

『令和6年度ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進事業業務仕様書』のとおり

10. 評価方法

(1) 別紙「評価基準」のとおり

(2) 受託候補者の選定方法

- ①ジェンダー平等啓発・ワークライフバランス推進事業業務プロポーザル方式選定委員会設置要領第3条に規程する委員が、提案内容の審査を行い、審査基準に基づき採点を行う。
- ②審査の結果、合計点数が60%以上かつ審査基準のうち「② 事業の内容」の点数が60%以上の事業者のうち、各委員の採点結果の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。
- ③合計点数が同一の場合は、審査基準のうち「② 事業の内容」の点数が高い事業者を受託候補者として選定する。

(3) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は企画提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

1 1. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加者の名称（50音順）
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

※受託候補者以外の参加者の名称と点数は関連付けない

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

- ①契約代金の支払いは概算払いとし、業務完了後に精算し、残金については返還することとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1 3. その他

(1) 提出書類の取り扱い

- ①提出された書類は返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。

③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

④参加者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和6年3月29日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。